

Title	第3章 クォータと女性運動：日本でクォータを推進する「Qの会」に注目して
Author(s)	村上, 彩佳
Citation	フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想. 2022, p. 28-39
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88596
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

クオータと女性運動
——日本でクオータを推進する
「Qの会」に注目して——

村 上 彩 佳

(専修大学人間科学部社会学科専任講師)

第3章 クォータと女性運動

——日本でクォータを推進する「Qの会」に注目して——

村上彩佳

1. はじめに

日本の女性議員は少ない。2021年10月に行われた衆議院選挙の結果、衆議院に占める女性議員の割合は9.7%になった。選挙前の女性議員率は10.2%であり、既に世界193か国中165位という低順位だった（Inter-Parliamentary Union）。世界に遅れていた日本は、さらに女性議員率を後退させた。

2021年の選挙では女性議員の増加が期待されていた。2018年5月に「政治分野における男女共同参画推進法」が制定された後、初の衆議院選挙だったからである。この法律は、衆議院、参議院および地方議会の選挙で、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す基本原則を定める。しかし、目標を達成できなかった際の罰則や強制力がない。そのため、2021年の衆議院選挙では多くの政党が十分に女性議員を擁立しなかった。小選挙区と比例代表に立候補した1,051人の内、女性は186人と、わずか17.7%に留まった¹⁾（総務省2021）。政党の自発的取り組みに乏しい日本が、世界の女性議員率に追いつくには、実効性のあるジェンダークォータ（gender quotas；以下では単にクォータと記載）が必要である。

本稿では、日本にクォータが必要だと論じ、その導入のために女性運動が重要だと指摘する。2節では、女性が政治分野で過少であることがどのように問題提起されたのか、そしてクォータが民主主義政治の下でいかに正当化されうるのかを論じる。3節では、クォータの導入を促す要因として、①政治的トップのリーダーシップ、②国際的な伝播とプレッシャー、③女性運動の3つをあげる。4節では、日本同様に政党がクォータ導入に消極的だったフランスに着目する。フランスで50%クォータとして用いられる「パリテ」を求める女性運動の特徴を論じる。5節では日本の「クォータを推進する会（通称Qの会）」に着目する。先行研究と、筆者が2018年4月から2019年4月に行ったフィールドワークをもとに、Qの会が「政治分野における男女共同参画推進法」の制定に貢献したと論じる。そして、日本のクォータ要求運動の課題を、フランスの事例と比較し述べる。最後の6節では、日本でクォータ導入を実現するために、今後必要とされる取り組みを二点指摘する。

2. 女性の政治代表の過少

2.1 政治活動のジェンダー差

女性は政治に関心がないのではなく、男女の政治参加・活動の方法が異なる。女性は男性よりも投票や「私的な」活動を行う傾向が強いのに対し、男性は直接的な政治行動や集団活動に参加する傾向が強い（Coffé and Bolzendahl 2010）。こうした傾向は若年からみられる。フランスの社会党青年部の「性別化された政治的社会化の過程（la socialisation politique sexuée）」を分析したL. Bargel（2005）は、ジェンダー規範に基づく性別役割分業が青年部の活動にも影響していること、この分業の結果、男女の獲得する政治的能力が異なり、結果として女性が責任あるポストや当選しうる地位から排除されることを明らかにした。

男女の政治的選好の違いには、女性の経済的・社会的エンパワーメントが影響しうる。サハラ以南のアフリカでは、女性の就労率が低く経済的自立性が低いほど、男女の政策選好が異なる。男性がインフラ投資を優先するのに対し、女性は清潔な水へのアクセスを優先する（Gottlieb et al. 2016）。しかし一方で、ジェンダー平等の進んだスイスでは、男女の政策選好に明確な違いはなく、下院議会の法案投票では、まとまった均質な「女性」グループはみられない

(Lloren 2013)。

日本女性は政治参加のために男性とは異なる方法を用いてきた。M. Eto (2005) は、日本女性の政治運動をエリート主導型、フェミニスト型、非フェミニスト型の3つに分類し、それぞれの考え方や態度に違いはあるが、運動の鍵理念として母性が共通すると指摘する。これらの運動は、正式の政治過程、つまり議員になることから排除された女性が、政治に参加するオルタナティブな方法である。他方で、日本で女性議員が少ないのは、女性議員を求める女性の運動が盛り上がり欠ける (lukewarm) ものにとどまり、その結果として女性議員は増えず、女性たちがますます議会政治への関心を失っていく負の連鎖があるためである (Eto 2013)。

男女の政治的関心や政治参加の方法の違いは、文化・社会的要因にも、本質主義的な性差にも関連付けられる。いずれの場合でも、女性は既存の政治体制で多数派だった男性とは「異なる」ゆえに変化をもたらすと期待される。そうした期待を内面化した女性政治家が、「ジェンダー規範に反する」政治参加を正当化するために、母性主義を積極的に引き受ける場合もある (Franceschet et al. 2015)。

2.2 女性の代表性

男女の政治活動・意識の違いに着目することは、男女の社会的な経験の違いを見つめ直し、これまで政治に反映されなかった女性の声を聞く点から有意義だが、本質主義と結びつく危険性もある。この「差異と平等のジレンマ」を乗り越えるため、民主主義政治の代表性の観点から女性の政治参加の意義を検討する研究が発展した。

女性の代表性は、記述的代表 (descriptive representation) と実質的代表 (substantive representation) という2つの概念で理論化される。記述的代表とは、政治機関は市民社会の構成を鏡のように反映すべきだという考え方である。実質的代表とは、代表のあるべき行動や役割を示す概念であり、他者のために特定の利益や立場を代弁し行動する代表を指す。女性の政治代表の不足は、女性のニーズや利益のために行動する者が政治の場に少ないということだから、是正すべきだという考え方である。

女性の記述的代表性が議会で保障されていることは、女性政策の拡充にとっての必要条件だが、それだけでは十分ではない (Krook 2009)。女性議員と、彼女が代表すると仮定される女性市民は必ずしも一致するわけではないし、女性議員が常に女性のための (women friendly) 政策を支持するわけでもない。そこで、女性のための政策へのコミットに着目する実質的代表概念が生まれた。ただし、記述代表と実質代表とはいわば同じコインの両面のように分かち難く関連し、前者は後者を基礎づける象徴的な意味をもつ (衛藤 2017: 第9章)。

2.3 クオータの意義

女性の議員や女性の政治リーダーが増えることによって、政治はどのように変わるのか。クオータを導入した国で、さまざまな変化が指摘されている。

フランスは男女同数の50%クオータである「パリテ」を、1999年の憲法改正を経て2000年に法制化した。パリテ導入後の地方議会に着目したK. Bird (2003) は、男女の地方議員候補者は地元の政治エリートの中から同様にリクルートされていたが、男女で明確に異なる政治視点 (distinctive set of perspectives on politics) を示したと指摘する。つまり、伝統的に「女性的」とされてきた分野に女性の政治関心が偏っていた。

パリテ導入後のフランスでは、法律による義務付けがない内閣の構成も男女同数、つまりパリテになった。しかし、首相や内務といった重要な職務には、常に男性が就く「政治職の性別役割分業 (une division sexuée du travail politique)」がある (Achin et al. 2017)。男女同数という点では一見平等に見えるが、最も政治的権力の強いインナーサークル²⁾ は男性中心的に留まるのである (Achin and Dulong 2018)。

つまり、クオータの導入だけでは政治的意志決定権力の平等は達成されない。候補者は男女同数であったとしても、女性が当選しうる位置に置かれず (Murray 2008)、高い政治的地位に女性が到達できない「ガラスの天井」がある (Lippmann 2018)。

クオータを導入すれば、即座に政治のジェンダー平等が達成されるわけではない。とはいえ、女性の政治リーダーがおり、議会の多様性が増すことで、男女の市民の政治的満足度は上がる (Barnes and Taylor-Robinson 2018)。加えて、たとえ一時的であっても、クオータの導入は女性の代表性を向上させる。イタリアでは、1993年に地方選挙の選挙候補者名簿へのクオータが導入されたものの、1995年の違憲判決によってこれが廃止された (鈴木 2010)。短期間しか適用されなかったため、クオータ適用の選挙が実施された自治体とされなかった自治体が混在するイタリアに着目した De Paola et al. (2010) は、1985年から2007年に選出された地方議員全員のデータを用い、クオータ適用と非適用の自治体を比較した。その結果、①クオータ適用の選挙を行った自治体では、非適用の自治体に比べて、女性の代表が有意に増加した、②この影響はクオータ適用期間の選挙を分析から除外してもみられた、③クオータ適用期間に選出された女性が現職であることや、イタリアの南北間での地理的な相違を統制しても同様の結果がいった、という3点が明らかになった。

くわえて、イタリアでクオータが適用されていた時期に当選した議員の平均教育年数は増えた (Baltrunaite et al. 2014)。クオータ適用時に選出された女性議員は、男性よりも高学歴である場合が多かったことに加えて、低学歴の男性の当選数が減ったことが、この変化に影響していた。また、これは政治的イデオロギーや政治的競争を統制しても当てはまった。

クオータ導入後に当選した女性議員に対する否定的なステレオタイプとして、「クオータは一時的に女性を増やすだけである」、「クオータは『下駄』であるため、議員としての資質を十分に持たない女性が当選する」という言説がある。上記のイタリアの事例研究は、クオータは女性議員を増やす直接の契機となるのみならず、長期的に女性議員の増加に影響を与えるうえ、クオータが導入された際に当選する女性の資質は劣らない、ないし優れる可能性が高いことを示す。しかしこれらは、たとえクオータがあったとしても、女性には男性以上に厳しい当選基準がありうることも示唆する。

3. クオータ導入を促進する3要因

世界で約130の国と地域³⁾でクオータが用いられている (Inter-Parliamentary Union)。クオータは、一定の議席を女性に割り当てる議席割当制、憲法や法律で候補者の男女割合を規定する法的候補者クオータ、政党による自発的クオータの3つに大別される。これらのうち法的候補者クオータは、一定の強制力をもって効果を発揮できる。

クオータ導入には複数の要因がある。フェモクラート (femocrats) と呼ばれるフェミニストの官僚によるクオータの推進に加えて (Mazur and McBride 2007; Rawłuszko 2019)、政治的トップのリーダーシップ、クオータの国際的な伝播、そして女性運動がクオータの導入を促す。

3.1 政治的トップのリーダーシップ

クオータは、既存の男性中心的な政治の変革のために、男性多数の議会や政党組織の議論を経て導入される。男性にとって「不利益」になりうるクオータの導入には、男性の政治エリートの支持が不可欠である。そうした支持の背景には、政党間競争と政党のプラグマティックな判断の2つがある。

まず、政党間競争はクオータの導入を促す。より進歩的な左派政党に脅かされた政党が、女性有権者を取り戻すためにクオータを支持する。過去に廃止したクオータを、2015年に再度導入したイタリアがこれにあたる (Weeks 2018)。さらにクオータは、政党内部の競争によっても導入され、ポルトガル (2006年に導入) がこれにあたる。あるいは、地元政党の独占状態が続く中で、政党エリートが自党内の候補者選定で影響力を増すためにクオータを採用する場合もある。これにはベルギー (2002年に導入) があたる (Weeks 2018)。くわえて、イデオロギー的・選挙的・戦略的なインセンティブを考慮した上で、男性政治家にとってクオータが必ずしも不利益にならないと判断された場合にもクオータは採用される。2000年にパリテを制定したフランスが代表例である (Murray et al. 2012)。つまり

クオータは、必ずしもフェミニスト政策のために導入されるわけではない。

3.2 国際的な伝播とプレッシャー

国際社会でクオータが伝播することもその導入を促し(Krook 2006)、特に発展途上国に対して強い効果を及ぼす。S. Bush (2011) は、発展途上国のクオータ導入には、大きく二型あると指摘する。第一に、紛争を経た国が平和を構築する過程で、国際機関が介入し当該国にクオータを導入させる。第二に、海外からの開発援助に依存する国の指導者が、国際社会や国内に対して、民主主義体制の樹立への努力を示す一貫として、クオータを採用する。アフガニスタン、イラク、スーダンといった紛争を経た発展途上国で、強力なクオータが整備されている背景には、こうした国際機関・社会の介入がある。

日本は、女性の政治参画促進のために具体的措置を講じるよう、国際機関から様々な要請と勧告を受け続けているにもかかわらず、クオータを導入していない。

3.3 女性運動

クオータ要求運動は、クオータに対する社会的・政治的な合意を作り上げる。とりわけ、政治エリートや政党がクオータの導入に消極的であったり、国際的なクオータの伝播が国の政策に影響を与えにくかったりする場合には、国内の女性運動がクオータの導入を促す(Dahlerup 2006)。前述の2つの導入因が機能しにくい日本においても、国内の女性運動が有効だと考えられる。

国内の女性運動はクオータ導入に正の影響を与えるが、国際的なクオータ導入の圧力は負の影響を与えると示唆する研究もある(Hughes et al. 2015)。実際、クオータを導入していないカナダやアメリカ合衆国では、国内のクオータ要求運動が小さい(Maillé 2015)。Kang and Tripp (2018) はアフリカの50カ国における、国内のクオータ要求の女性運動連合(domestic women's coalitions)を分析し、国内の女性団体がクオータを求めた場合、政府はクオータを採用する可能性が高く、その採用がより迅速に行われると明らかにした。加えて、こうした相関関係は、他の要因(国際援助、国際的な女性運動の関与、大規模な武力紛争から脱却したばかりの国か否か)を統制しても維持された。国内のクオータ要求運動は、他の環境的要因をしのぐ強い力を持ちうるのである。

4. フランスのクオータ要求運動

4.1 低い女性議員率

現在パリテを法制化し、男女同数の政治をリードするフランスだが、女性の権利の先進国だったわけではない。フランスで女性が普通選挙権を獲得したのは1944年であり、日本女性の普通選挙権獲得から、わずか1年先んじていただけだった。女性議員の数も歴史的に少なく、1970年代まで日仏の女性議員率はほぼ同じだった(図1)。

フランスでは、1980年代に2度、社会党の議員から30%クオータの法制化が提案された。しかしこれに対して、法律の合憲性を審査する憲法院から、市民を性というカテゴリーによって区別し割当枠を設けることは認められないという理由で違憲判決が下された(糠塚 2005: 56-60)。憲法院の判決は最終的で絶対的な効力をもつため、クオータの導入が難しくなったフランスでは、その他の方法が試みられた。女性の政治トレーニングを行う市民団体が創設されたり、左派政党で党内クオータが導入されたりしたもの、状況は変化せず、パリテが導入される直前の1997年の国民議会(下院)の女性議員率はわずか10.9%だった。これが欧州の中でギリシャに次ぐワースト2位だと明らかになると、クオータを導入する議論がフランスで加熱した。

4.2 パリテをめぐる5段階の議論

V. Julliard (2012) は、パリテの法制化過程で行われた、マスメディア上の議論を5段階に分類する。パリテがフ

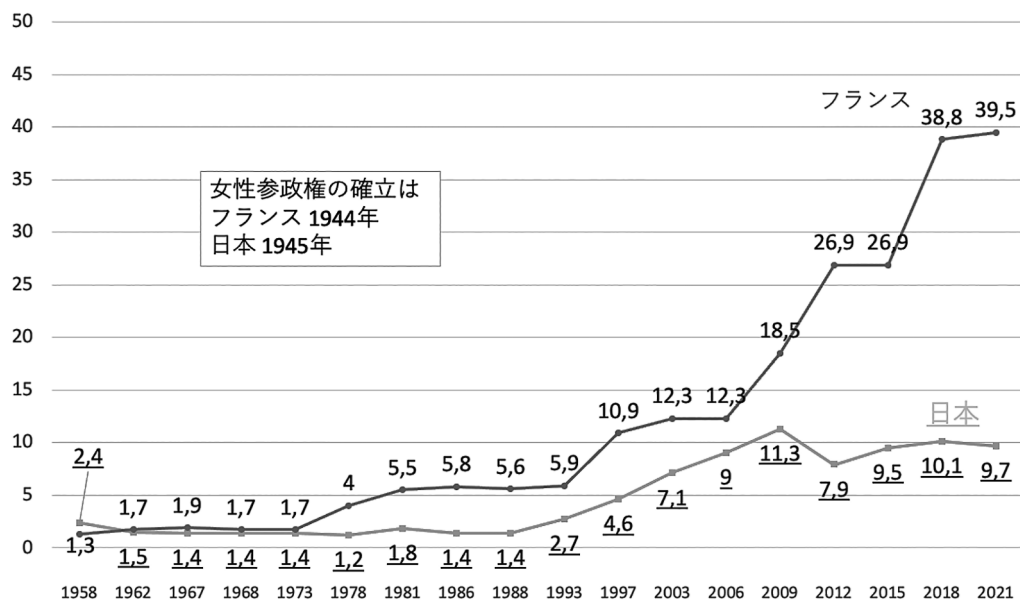


図1 日本とフランスの下院女性議員率（1958年から2021年）

フランス国内で議論される前のゼロ段階（1989-1992年）では、欧州議会で「民主主義のパリテ」が議論された⁴⁾。フランス代表の欧州議會議員だった女性たちが、新しい男女平等理念としてパリテをフランスに伝えた。

第一段階（1993-1997年）では、フランス国内でパリテの導入が議論された。①フェミニストなどの専門家集団がパリテの必要性を訴える、②パリテを制定するために憲法改正が必要なのかが議論される、③制定すべきは男女間の厳密な数の平等を定めるパリテ（50%）なのか、それとも女性に対する積極的差別是正措置としてのクォータ（30%）なのかが議論される、④政界の重要人物のパリテ支持表明をうけて、パリテ制定に向けて政府が動き始めるという4つの論争を経た。

第二段階（1997年-1999年3月）では、パリテのための改憲が主なテーマになり、論争が過熱した。同じ日付のものであっても、メディアによって主張は大きく異なり、3つの特徴を示した。①法的・政治的な論争が、議会を越えてマスメディア上でも展開した、②そうした論争はメディアの仲介によって激化した、③政府のメンバーに限らず、知識人・フェミニスト活動家・法律家・言語学者が新聞論壇などに介入した。

第三段階（1999-2000年）では、政府のパリテ導入指針が社会的に受容されたのちに、候補者のパリテ（候補者割当）と当選者のパリテ（議席割当）のどちらが適切かに争点に移り、法案を策定者が議論を引き受けた。

そして第四段階（2000年以降）では、パリテの語が定着し、両性間の平等を実際・具体的に検討する道具として機能するようになった。

パリテを求める女性運動は、パリテの必要性を議題設定したゼロ段階、パリテを広く認知させた第一段階、パリテ導入に対する社会的・政治的合意が形成された第二段階で影響力を発揮した。

4.3 女性運動の活躍

L. Bereni (2015) は、欧州議會議員や社会党所属のフェミニストを中心とした、ほんの数十人で始まったパリテ要求運動が、国家の場（政党内の女性委員会や女性の権利を保障する国家フェミニズム機関）、アカデミックの場（フェミニストの大学教授や作家）、そして活動家の場（フェミニストの市民団体と保守派の女性市民団体）の3つへ拡大したと指摘する。

いち早くパリテ要求運動に着手し、パリテに関心を集めたのは、1970年代の女性解放運動のリーダーだったフェミニストたちと、彼女らが代表を務める市民団体だった (Bereni 2015: 102-103)。彼女たちは、政界・学術界・メデイ

ア界で得た知識や人脈といった資源を持っていた。

著名なフェミニストに呼応して、一般市民を中心としたパリテ要求運動も組織された。Bereni (2015: 121) は、1992-1997年にパリテ要求運動を担った代表例に18団体をあげており、複数の団体が同時多発的に生まれたと分かる。これらには、必ずしもフェミニストを自称しない保守派の女性も加わった。たとえば、1992年12月には、パリテの要求を活動目的に含む6つの女性団体を束ねるネットワークとして *Elles aussi* (彼女たちも一緒に) が創設された。*Elles aussi* には6万人もの女性が加入したが、その大多数はUFCS (公民的・社会的女性連合) とACGF (全国女性カトリック運動) という、20世紀初頭に組織されたカトリック系の保守派女性団体のメンバーだった (Bereni 2015: 87)。両団体はもともとパリテ以外の目的で活動していたが、パリテを活動目的に加えた (Bereni 2015: 65-89)。

保守派女性を中心とした *Elles aussi* は、パリテという新奇な語を積極的に用いる一方で、女性解放運動のラディカルな印象を想起させるフェミニズムという言葉を使わない戦略をとり (Bereni 2015: 114)、パリテ要求運動を穏健なイメージで展開した。このおかげで、「フェミニズム」から距離をとる「ふつうの」女性市民をパリテ要求運動に引き込んだ。そして、フランス各地に支部をもつUFCSやACGFのおかげで、パリ中心になりがちな政治運動をフランス全土に普及させることができた。

4.4 女性誌のパリテ議論

パリテをめぐっては、全国版新聞や週刊誌が主要なアリーナとなり、社会科学の論文と同様に、署名入りの論評が交わされた (Julliard 2012: 121)。これらは一般市民の関心を喚起したと考えられるが、市民の議論を媒介するアリーナとしては十分に機能していなかった (Julliard et Cervelle 2013)。こうした空隙を埋めたのは、政治に縁遠いメディアだとみなされ、軽視されてきた、*Marie Claire* や *ELLE* といった女性ファッション誌だった (村上 2016)。

インターネット普及直前の1990年代末から2000年のフランスでは、女性運動に加えて女性ファッション誌が、パリテの必要性を女性市民の間で共有する場になった。そこでは、女性政治家が、日々他者のケアを担う女性によって政治と社会が変革される展望を語り、パリテの有効性を強調するインタビューが多数掲載された。あるいはパリテを、男女同数を意味する単なるキャッチフレーズとして用いる例もみられた。女性のプロボクサーの増加を指して「ボクシングのパリテ」と表記したり、女性の喫煙の増加を報じる際に「喫煙のパリテ」と表現したりする例もあった (村上 2016)。

女性誌のパリテ議論は、新聞や週刊誌、あるいはフェミニズムの学術誌と比較して理論的検討は希薄だったが、一般女性民にとって親しみやすい言葉で、パリテの魅力である、「男女同数・平等」、「女性の政治参画の必要性」、そして「女性が政治や社会を変革する可能性」を読者に伝えた。

5. 日本のクオータ要求運動

日本のクオータ要求運動は発展途上だとみなされてきたが (Gaudner 2015)、「政治分野における男女共同参画推進法」(以下、同法の略称である「候補者均等法」と記す) は「市民立法」とも称され (三浦 2018)、制定過程では女性運動が活躍した。

5.1 政治分野における男女共同参画推進法

2018年5月に「候補者均等法」が全会一致で可決された。この法律の第一条は、「政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する」と定める。第二条は基本原則として、「衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする」、「男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする」、「家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする」の三点を定める。

第三条では国及び地方公共団体の責務として「政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする」と記し、第四条では政党その他の政治団体の努力として「当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする」と述べる。さらに同法は基本的施策として、実態の調査及び情報の収集等（第5条）、啓発活動（第6条）、環境の整備（第7条）、人材の育成等（第8条）も定める。

男女平等な政治参画の原則を定める象徴的な法律ではあるが、これは政党に対して努力義務を示すのみの理念法である。したがってこれを、実効性の伴ったクオータへと強化・改正する必要がある。その第一歩として、2021年6月に成立した同法の改正では、(1) 政党その他の政治団体の取組の促進、(2) 国・地方公共団体の施策の強化、(3) 関係機関の取り組みが明示された。特に重要な改正として、政党その他の政治団体の取組の促進として、男女の候補者数の目標設定に加えて、候補者の選定方法の改善、候補者となるにふさわしい人材の育成、そしてセクハラ・マタハラ等への対策が明記（第4条）された。

5.2「候補者均等法」制定過程

「候補者均等法」には、4つのアクターが4つの段階で関与した（三浦 2018）。4つのアクターとは、女性市民団体の「Qの会」を中心とした女性運動、超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」、学術研究者、そしてマスメディアである。4つの段階とは、(1) 議題設定、(2) 法律の起草、(3) 国会への法案提出、(4) 国会での法案審議である。

(1) 議題設定

第一段階の議題設定（2010-2014年）は、2010年策定の「第3次男女共同参画基本計画」において、政府の行動計画として初めて、クオータという語が用いられたことに始まる。この基本計画の策定以来、男女共同参画担当大臣は、政党に対してクオータの導入を促している。

2012年に市民団体の「クオータ制を推進する会」、通称「Qの会」が創設された。Qの会は、もと文部大臣であり、女性政治家や女性候補者を支援する超党派のネットワーク団体WINWINの代表だった赤松良子の呼びかけに応じた8つの女性団体によって創設された。赤松がQの会の代表をつとめ、中心メンバーには、高学歴で専門職の職業経験や国会議員の経験をもつ女性が加わった。

Qの会は、2014年に議員会館で集会を開催し、国会内に超党派でクオータ導入に取り組む議員連盟を結成するよう求めた。この要求をうけて2015年2月に、複数の賛同議員による超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」（以下、議連と記す）が結成された。結成過程で中心的役割をつとめた、もと男女共同参画担当大臣で衆議院議員の中川正春が会長になり、60名以上の議員がこれに参加した（行田 2017）。議連の結成は、メディア報道の契機にもなり、クオータに対する社会的関心・議論を喚起した。

(2) 法律の起草

第二段階（2015-2016年秋）は法律の起草である。議連のワーキングチームは、2015年の5-6月にクオータ法案の起草を試みた。しかし、クオータが憲法違反になりうるという懸念が自民党内部で持ち上がったことから、法的な拘束義務のない理念法の起草へと方針を変え、与野党間で合意可能な基本原則の制定をめざした。

クオータへの反対が根強かった自民党内部の調整には、同党所属の議連メンバーである野田聖子と宮川典子が活躍した（Miura 2018）。議連の執行役員メンバーには、各政党・政治団体から少なくとも1名が含まれていた（行田 2017）ことが功を奏し、全政党・政治団体合意の法案が2016年秋に完成した。

(3) 国会への法案提出

法案の起草後は、これを国会に提出する第三段階（2016年秋-2018年春）に入った。この間Qの会は、法案の国会提出を求めるロビイングを行った。Qの会のロビイングは二つの特徴をもつ。

第一に、国会議員会館の議員事務所を訪問し、法案の審議・制定を求める要望書を手渡しした。彼女たちは、週に

1-2度という高い頻度で、クォータへの抵抗が強かった自民党の両院合同会議のメンバーや、自民党の女性活躍推進本部といった要人を訪問した。2016年の国会会期中に、彼女たちは合計で80もの事務所訪問をした（Miura 2018）。

第二に、国会会期中に議員会館で集会を開き、議連のメンバーを招いた。こうした集会には学術研究者も参加し、クォータ導入の意義や効果、そして世界でのクォータの伝播について専門知識を共有した。集会はメディアに報道されるイベントとしての機能ももった。

(4) 国会での法案審議

Qの会がロビイングを行う中、最終段階（2017-2018年）の法案の国会審議が行われた。国会では慣習的に、政府法案の審議後に、議員が個人的に提案した議員立法を審議するため、時間切れで後者が審議できない場合も多い。議員立法の「候補者均等法」は、法案審議に至らない可能性が高かった。

そこで議連は、法案審議の慣習的な日程の変更を試みた。議連の会長の中川正春が内閣委員会委員となり、国会の審議日程を直接交渉し、政府法案の前に「候補者均等法」法案の審議日程を確保した（Miura 2018）。このおかげで十分な審議が可能となり、最終的に衆議院本会議で5月16日に投票が行われ、「候補者均等法」が成立した（Miura 2018）。フェミニストのメディア関係者の活躍もあり、法案の成立は大きく報じられた。

5.3 Qの会の戦略

日本の女性運動は、伝統的なジェンダー役割に偏りがちで、特定の領域について活動する複数の小グループに断片化されており、政治に関わることを忌避する傾向にあったが（Shin 2011）、Qの会は3つの強みで、これらの限界を乗り越えた。

第一に、Qの会はもと文部大臣の赤松良子を代表にもち、団体の中心メンバーにも国会議員も数名いる。彼女たちは、ロビイングすべき人物と、運動すべき時期を熟知していた。彼女たちの個人的な政治知識や人脈のおかげで、有効なロビイングが可能だった。

第二に、Qの会は日本全国にある65のパートナーの女性団体を束ねる、クォータ要求のネットワーク団体である。日本で最大規模の団体形態⁹⁾によって、Qの会は人員を確保した。Qの会は活動の度に、東京近郊のパートナー団体に対して2-3名を派遣するよう求め、要望書やちらし、さらにはメディア映えする小道具を分担し準備した。2019年3月に国際女性デーを記念する集会を議員会館で開催した際に、Qの会はこの日を象徴する黄色いミモザのブローチを準備し、参加者に身に着けるよう呼びかけた。鮮やかな黄色で彩られた景色はメディアの関心を引き、写真とともにQの会が大きく報道されることにつながった。

第三に、Qの会は、母性に訴え、政治活動を忌避する運動とは異なる。正規の政治アリーナへの女性の包摂と、そのためのクォータを求める彼女たちの運動は、性役割に基盤を置く従来の日本の女性運動とは異なる可能性を切り拓く。他方で、Qの会の運動手法じたいは、請願を基本とした穏健なもので、ラディカルではない点で従来の女性運動と類似する。この手法のおかげで、大きな衝突を避けながら、政治的エリートに要望を伝えることができた。

5.4 日本のクォータ要求運動の課題

Qの会は、日本女性の政治運動として新しい局面を開拓した。その貢献は強調してもしすぎることはないが、クォータの導入に成功した国と比較すると、日本のクォータ要求運動には課題も残る。フランスのパリテ要求運動と比較し、その課題を二つ指摘したい。

第一に、Qの会は、フェミニストの議員や官僚を中心とした運動ではないという点で女性市民運動であるが、草の根的な展開はしていない。つまりQの会は、社会関係資本と政治的知識、いわば「ポリティカル・キャピタル」を持つエリートの女性たちによる、政界や議会への働きかけとしては一定の効果を持ったものの、それ以上の広がりを見せていない。

フランスのパリテ要求運動では、ポリティカル・キャピタルに恵まれた女性がまず運動を率い、そこに多数の女性

市民が加わった。日本の場合は、フランスと比べて女性市民運動としての拡がりに乏しい。

こうした日仏の相違は、クオータやその有効性の認知度に起因する。日本では、クオータの語・理念の社会的認知度が低い上に、議員を志す女性や女性議員の間でさえクオータの必要性が十分に認識されていない。「女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」(内閣府男女共同参画局 2021)からも、これは明らかである。この調査は、①選挙への立候補を断念した者(N = 994、男性 500、女性 494)と、②現職の地方議会議員(N = 5,513、男性 3,243、女性 2,164、性別無回答 106)の2群の調査対象者とする。「女性の政治家を増やすために有効な取組」としてクオータが有効だと回答した者は、①の立候補断念群では全体の35.1%(男性 30.8%、女性 39.5%)だった。男女別では約9ポイントの開きがあるが、それでも女性の4割未満しか、クオータが有効だと考えていない。②の現職地方議員群では、クオータが有効であると回答した者は全体の33.1%(男性 20.0%、女性 53.6%)だった。現職地方議員の場合、クオータに対する評価が男女間で大きく異なり、33.6ポイントの開きがあるが、現職の女性地方議員でも半分強しかクオータを有効だと考えていない。

日本と対照的に、フランスの場合は、世論調査で7割から8割の市民がパリテを支持していた(Mossuz-Lavau 1997)。議員がパリテに反対した場合には、時代遅れの女性差別主義者と目されかねない雰囲気さえあり、パリテに対する広い社会的合意があった。

第二に、Qの会は、その団体名からも明らかな通り、クオータを推進し導入することを目的とする。しかし「候補者均等法」はクオータではない。この点において、Qの会はいまだ活動目的を達成できていない。複数の国会議員経験者がいるとはいえ、現役の国会議員をメンバーに持たないQの会は、議連の指針に強く介入することはできない。従って議連が、クオータ法制化に向けて、まず理念法の制定を目指すと決定した際に、Qの会が異議を唱えることは難しく、一定程度妥協せざるをえなかった。

フランスのパリテ要求運動は、パリテの法制化に結びついた。しかし、フランスでパリテを要求した女性運動の内部に、とりわけ政治的影響力の強いアクターがいたわけではない。パリテの法制化は、パリテを求める女性運動に応答した政治的リーダーに負う点が多い。そして、そうした声に応答せざるを得ないくらい、フランスにおいてパリテを要求する声は大きかった。クオータの導入には、女性運動を通じてクオータを要求する声を議会に届けると同時に、そうした声を聴き取り、クオータの法制化を担う議員が必要である。しかし日本には、女性運動の規模も、そうした議員の数も、いまだ小さい。

ただし、フランスにおいて2000年に制定されたパリテ法は、女性運動の要求と比較して非常に妥協的な内容だった点にも留意しておくべきである。特に国民議会(下院)のパリテ規定は、男女同数の違反度合に応じて政党助成金を減額するという罰金規則であった上に、その金額が小さかったため、罰金を支払い、男性を多く立候補させる政党が相次いだ(村上 2019)。フランスのパリテ要求運動も、パリテの法制化を優先し、その内容については一定程度妥協した。完璧な法律ではなくとも、前進を重ね、パリテ法の強化・改正を求めた点は、日本におけるクオータ要求運動の進む先を考える上で示唆的である。

6. 日本でのクオータ法制化にむけて

日本でクオータを導入するために、今後必要とされる取り組みについて二つ述べる。第一に、クオータ、あるいは50%クオータであるパリテの語・理念と、それらの効果と意義の認知向上が必要である。女性運動に加えて、マスメディア上で議論を喚起したり、学術研究者がクオータに関する知見を教育現場や市民社会へと届けたりする必要がある。

第二に、都市部のみならず、地方においてもクオータ要求運動が必要である。フランスのパリテ要求運動は、地方をカバーする広範なネットワークによって、都市部や特定の地域に留まらない影響を与えた。日本でクオータを推進しているQの会は、これまで首都の国会議員へのロビイングを重点的に行なっていたため、地方の女性団体と協

働する機会は多くなかった。しかしクオータに対する社会的合意の形成には、地方との連携も重要である。また、地方の女性団体が、地理的に遠い首都の議員に要望を伝えることは容易ではないが、Qの会のようなネットワーク組織と連携することで、そうした困難を埋めることもできる。連携は双方にメリットをもたらさう。

都市部を中心に活動する団体が、地方のパートナー団体との連携を強化するには、意思決定過程に地方のパートナー団体を組み込むことが有効である。Elles aussi は、意思決定過程において地域支部や地方のパートナー団体の意見を尊重することを重視しており、そのおかげで、ボランティアで運営されているにもかかわらず、25年以上も組織を維持している（村上2017）。

日本でジェンダー平等な民主主義政治を実現するためには、クオータが必要である。そして政党がクオータの導入に消極的であり、国際機関からの影響も受けにくい日本においてクオータを導入するためには、国内の女性運動が重要な役割を果たさう。運動を通じて、クオータに対する広い社会的・政治的合意を形成することが、目下の日本の課題である。

[注]

- 1) 同選挙では、共産党と社民党（ともに50%）、そして国民民主党（35%）が女性候補者の党内クオータを定めた。しかし、実際の女性候補者の割合は、社民党で60%と目標を上回ったが、共産党は35.4%、国民民主党は29.6%だった。加えて、日本では政党間競争が弱く、これら野党の党内クオータが、自民党に危機感を与える強い要因になっていない。複数の野党に加えて、自民党がクオータ導入に踏み出すことが、クオータの法制化に必要である。
- 2) もともとは米国政治の用語で、防衛大臣、財務大臣、外務大臣に相当する国務長官、そして司法長官をまとめてこう呼ぶ。
- 3) 集計対象の国と地域は合計196であり、その66%がクオータを用いている。
- 4) パリテは、欧州議会で活躍したフランス代表のフェミニスト議員によって、欧州議会からフランスにもたらされ、フランスの平等理念として定着した。
- 5) こうした活動形態をとるQの会は、個人での団体加盟を受け付けていない。

[付記]

本研究はJSPS 科研費18J01399「クオータ制導入後のフランスにおける質的ジェンダー平等：数の平等達成後の課題と展望」（研究代表者：村上彩佳）の助成を受けました。

[文献]

- Bargel, Lucie, 2005, « La socialisation politique sexuée : Apprentissage des pratiques politiques et normes de genre chez les jeunes militant-e-s,» *Nouvelles Questions Féministes*, 24(3) : 36–49.
- Bereni, Laure, 2015, *La bataille de la parité : mobilisations pour la féminisation du pouvoir*. Economica.
- Bird, Karen, 2003, “Who Are the Women? Where Are the Women? And What Difference Can They Make? Effects of Gender Parity in French Municipal Elections,” *French Politics*, 1(1):5–38.
- Bush, Sarah Sunn, 2011, “International Politics and the Spread of Quotas for Women in Legislatures,” *International Organization*, 65(1):103–37.
- Coffé, Hilde and Bolzendahl Catherine, 2010, “Same Game, Different Rules? Gender Differences in Political Participation,” *Sex Roles*, 62(5–6):318–33.
- Dahlerup, Drude, 2006, *Women, Quotas and Politics*, Routledge.
- Eto, Mikiko, 2005, “Women’s Movements in Japan: The Intersection between Everyday Life and Politics,” *Japan Forum*, 17(3):311–33.
- , 2013, “Women and Politics in Japan: A Combined Analysis of Representation and Participation,” Mikiko Eto, *Women and Politics in Japan*, Department of Political Science, Stockholm University, 1–43.
- 衛藤幹子, 2017, 『政治学の批判的構想——ジェンダーからの接近』法政大学出版局.
- Franceschet, Susan, Piscopo, M. Jennifer and Gwynn Thomas, 2015, “Supermadres, Maternal Legacies and Women’s Political

- Participation in Contemporary Latin America,” *Journal of Latin American Studies*, 48: 1–32.
- Gaunder, Alisa, 2015, “Quota Nonadoption in Japan: The Role of the Women’s Movement and the Opposition,” *Politics and Gender*, 11(1):176–86.
- Gottlieb, Jessica, Guy Grossman and Robinson Lea Amanda, 2016, “Do Men and Women Have Different Policy Preferences in Africa? Determinants and Implications of Gender Gaps in Policy Prioritization,” *British Journal of Political Science*, 48(3):1–26.
- Hughes, M. Melanie, Krook Mona Lena, and Pamela Paxton, 2015, “Transnational Women’s Activism and the Global Diffusion of Gender Quotas,” *International Studies Quarterly*, 59(2).
- Inter-Parliamentary Union, 2021, “Women in Politics: 2021,” (Retrieved October 7, 2021, <https://www.ipu.org/women-in-politics-2021>).
- Kang, J. Alice and Tripp Aili Mari, 2018, “Coalitions Matter: Citizenship, Women, and Quota Adoption in Africa,” *Perspectives on Politics*, 16(1):73–91.
- 行田邦子, 2017, 「『政治分野における男女共同参画推進法』制定を目指して」『学術の動向』22(8):61–7.
- Krook, Mona Lena, 2006, “Reforming Representation: The Diffusion of Candidate Gender Quotas Worldwide,” *Politics & Gender*, 2(03):303–27.
- , 2009, *Quotas for Women in Politics : Gender and Candidate Selection Reform Worldwide*, Oxford University Press.
- Lloren, Anouk, 2013, « Le genre comme ressource politique au service de la citoyenneté sociale des femmes : Le cas du Parlement Suisse, » *Cahiers du Genre*, 55 : 149-70.
- Maillé, Chantal, 2015, “Feminist Interventions in Political Representation in the United States and Canada: Training Programs and Legal Quotas,” *European Journal of American Studies*, 10(1): 1-20.
- Mazur, G. Amy and McBride E. Dorothy, 2007, “State Feminism since the 1980s : From Loose Notion to Operationalized Concept,” *Politics & Gender*, 3(4):501–14.
- Miura, Mari, 2018, “The Gender Parity Law in Japan: The Potential to Change Women’s Under-Representation,” 『ジェンダー研究』21: 87–99.
- 三浦まり, 2018, 「アクターの連携が生んだ『市民立法』候補者男女均等法への歩みとこの先」*Journalism* 朝日新聞出版, 339: 20-8.
- Mossuz-Lavau, Janine, 1997, « La percée des femmes aux élections législatives de 1997 », *Revue française de science politique*, 47 (3-4), 454-461.
- Murray, Rainbow, 2008, “How a High Proportion of Candidates Becomes a Low Proportion of Députées: A New Model to Forecast Women’s Electoral Performance in French Legislative Elections,” *French Politics*, 6:152–65.
- , Krook Mona Lena and Opello A. R. Katherine, 2012, “Why Are Gender Quotas Adopted? Party Pragmatism and Parity in France,” *Political Research Quarterly*, 65(3):529–43.
- 村上彩佳, 2016, 「フランスのパリテ法をめぐる『性差』の解釈——普遍／差異のジレンマを超える『あいまいな本質主義』の可能性」『ソシオロジ』61(2): 59-77.
- , 2017, 「フランスの非営利市民団体（アソシアション）によるパリテ実践活動の現状——現地聞き取り調査を中心に」『年報人間科学』38, 159-75.
- , 2019, 「フランスにおける女性議員の増加のプロセスとその要因——クオータ制導入の頓挫からパリテ法の制定・定着まで」『内閣府男女共同参画局推進課・諸外国における政治分野への女性の参画に関する調査研究報告書』72 -101.
- 内閣府男女共同参画局, 2021, 「令和2年度女性の政治参画への障壁等に関する調査研究」（2021年9月24日取得, https://www.gender.go.jp/policy/seijibunya/seijibunya_shiryu.html）。
- 糠塚康江, 2005, 『パリテの論理——男女共同参画の技法』信山社。
- Rawłuszko, Marta, 2019, “Gender Mainstreaming Revisited: Lessons from Poland,” *European Journal of Women’s Studies*, 26(1):70–84.
- Shin, Ki-young, 2011, “The Women’s Movements in Japan,” Alisa Gaunder ed., *The Routledge handbook of Japanese Politics*, Routledge, 175–86.
- 総務省, 2021, 「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査 速報資料」（2022年1月10日取得, <https://www.soumu.go.jp/senkyo/49syusokuhou/index.html>）。
- 鈴木桂樹, 2010, 「イタリアにおける『国家フェミニズム』の展開と限界」『年報政治学』61(2):86–105.

Weeks, Ana Catalano, 2018, “Why Are Gender Quota Laws Adopted by Men? The Role of Inter- and Intraparty Competition,” *Comparative Political Studies*, 51(14):1935–73.

むらかみ あやか 1990年生まれ。専修大学人間科学部社会学科専任講師。専門は政治社会学。ジェンダーと政治、女性の政治代表、フランスのパリテをテーマに研究。主要業績として「フランスの性別クオータ制「パリテ」に関する社会学的研究——女性たちの運動と差異のジレンマに焦点をあてて」大阪大学大学院人間科学研究科年度博士論文（2018年）。